住所　堺市堺区神石市之町２番25号
李清治　昭和45年５月26日生
住所　千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目16番44―505号
張芸新　昭和50年４月16日生
住所　東京都江戸川区西葛西１丁目６番12号
張青　昭和46年５月４日生
馬卓然　平成９年４月１日生
馬文鋆　平成12年10月21日生

○法務省告示第三百七十一号

福岡市東区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月五日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十八年七月五日

法務大臣　岩城　光英

福岡県糟屋郡多々良村大字津屋九百四番地
山際　むめ

○外務省告示第二百六十七号

平成二十八年四月二十七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における貧困層コミュニティ緊急支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　少数民族地域における貧困層コミュニティ緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億七百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合側　ビジェイ・カマチャリャ国際連合人間居住計画ミャンマー事務所代表

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十八号

平成二十八年四月二十九日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　澁田一正在サモア大使館大使

サモア側　トゥイラエパ・ファティアロファ・ルペソリアイ・サイレレ・マリエレガオイ首相

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十九号

平成二十八年五月四日にビエンチャンで、国道九号線橋梁（りょう）改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国道九号線橋梁（りょう）改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億二千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

ラオス側　サルムサイ・コンマシット外務大臣

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十号

平成二十八年五月四日にビエンチャンで、人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

ラオス側　サルムサイ・コンマシット外務大臣

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十一号

平成二十八年五月五日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　花谷卓治在フィジー大使

フィジー側　ジョサイア・ヴォレンゲ・バイニマラマ首相

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十二号

平成二十八年五月六日にハノイで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億九千万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

ベトナム側　フン・スアン・ニャ教育訓練大臣

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十三号

平成二十八年五月六日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

ベトナム側　グエン・チー・ズン計画投資大臣

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十四号

平成二十八年五月十八日にコロンボで、ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億六千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　菅沼健一在スリランカ大使

スリランカ側　ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務省次官

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十五号

平成二十八年六月二日にネーピードーで、口蹄（てい）疫対策改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　口蹄（てい）疫対策改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　トゥン・トゥン・ナイン計画・財務省事務次官

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十六号

平成二十八年六月二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億四千五百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　トゥン・トゥン・ナイン計画・財務省事務次官

平成二十八年七月五日

外務大臣　岸田　文雄